

# シルバー保険について

石井町シルバー人材センター

当センターに会員として登録された皆様が、センターの仕事に就かれましてもそれは就職(シルバー派遣事業を除く)ではありません、会員とセンターまたは会員と発注者との間に雇用関係は生じません。

したがって、センターの会員として、就業中万一事故が起きた場合、労災保険などの適用はありません。

そこで、センターではシルバー保険（シルバー人材センター団体傷害保険）に加入していますが、常に事故を起こさない様に、事故にあわない様に気をつけてください。

## 記

### 1. 保険金給付対象の事故(故意による事故、持病等は対象外)

- (1) センター会員として就業中の傷害事故及び賠償事故。
- (2) センター会員として、仕事場への往復途上の傷害事故。

(ただし、通常の経路を外れた場合を除きます。また、自家用車・バイクによる通勤途上の事故は、その車等にかけてある保険を適用)

### 2. 保険金の給付内容

#### 傷害事故

- (1) 死亡事故 (最高) 900万円
- (2) 入院保険金 (180日限度) 3,000円
- (3) 通院保険金 (90日限度) 2,000円

#### 賠償事故

- (1) 1事故につき 限度額 1億円

(各種就業の際に、他人の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償が生じた場合)

### 3. 事故が発生した場合は、直ちにセンターへ届け出ください。

## 承 諾 書

上記について承諾いたしました。

平成 年 月 日

石井町シルバー人材センター

会長 小林 智仁 様

本人住所

\_\_\_\_\_

氏名

印

家族住所

\_\_\_\_\_

氏名

印